

兵庫労働局 発表
平成 22 年 5 月 27 日

担当	労働基準部安全課 安全課長 丸山 拓之 広報担当 杉田 勝義 電話 078-367-9152 F A X 078-367-9166
当	

平成 22 年度全国安全週間における兵庫労働局の取組みについて

「全国安全週間」については、厚生労働省及び中央労働災害防止協会を主唱者とし、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間、7 月 1 日から 7 月 7 日までを本週間として実施される。この全国安全週間は、昭和 3 年から実施されていて今年で 83 回目となる。

県内事業場等の関係者が労働災害防止の重要性を認識し、安全活動を着実に実行することを促進するため、兵庫労働局（局長 白川欽也）においても、管内の災害防止団体等と連携をとり次の行事等を実施することとしている。

1 実施要綱等

平成 22 年度の全国安全週間は、「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」をスローガンとして実施される。

平成 22 年度全国安全週間の実施要綱は別添資料 1 のとおりである。

2 兵庫労働局における週間中の取組み

(1) 安全衛生表彰式

日時：平成 22 年 7 月 6 日（火）13 時 30 分から 14 時 20 分まで

場所：神戸市産業振興センター（神戸市中央区東川崎町 1 丁目 8 番 4 号）

（電話 079-360-3200）

厚生労働大臣表彰の伝達並びに兵庫労働局長の優良賞、奨励賞、功績賞及び安全衛生推進賞の表彰を予定しており、表彰事業場名や表彰者名等は別途の広報を予定している。

(2) 局署一斉大規模製造業パトロール

県内においては、平成22年に入って労働災害による死亡者数は昨年とほぼ同数で推移しており、全力を挙げて死亡災害の防止に取り組んでいるところである。

製造業については、労働局と各労働基準監督署が連携を図り、安全週間に県下一斉安全パトロールを実施することとしている。今年度は7月2日（金）に実施する予定であるが、詳細が決定次第、別途の広報を予定している。

3 その他の関連取組み

建設業においては、死亡労働災害が平成21年の発生件数の約5割を占め、本年においても依然として発生していることから、7月1日から7月31日までを「建設業労働災害防止強化月間」と定めて、建設業者及び工事の発注機関に対する安全衛生指導を中心して実施することとしている。

7月21日（水）には、労働局として局署合同パトロールを局長指揮の下に実施することとしている。同日には、各労働基準監督署において建設業労働災害防止協会兵庫県支部と合同による一斉パトロールを予定しており、詳細が決定次第、別途の広報を予定している。

(参考)

- ①平成21年労働災害発生統計（別添資料2）
- ②平成22年（1月～4月）労働災害発生統計（別添資料3）

平成22年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で83回目を迎える。

この間、痛ましい災害を二度と起こさぬよう、事業場においては、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。その努力により、労働災害は長期的には減少してきている。

しかしながら、今なお、1,000人を超える尊い命が労働の場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約54万人にも上っている。また、立て続けに起きた化学工場における爆発災害など一度に多くの労働者が被災する痛ましい災害は跡を絶っておらず、社会的に大きな関心を集めている。

一方、景気は着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある中で、企業における労働災害防止対策に係る活動が停滞することも懸念される。

このような現状を看過することなく、労働者が安全・安心して仕事に打ち込むことのできる労働災害のない職場を目指し、労働災害を一層減少させていかなければならない。そのためには、職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底を図るとともに、労使が一体となって職場の危険性又は有害性等の調査（以下、「リスクアセスメント」という。）等を実施していくことにより、機械設備、作業等による危険をなくし、安全を先取りしていくことが不可欠である。

このような観点から、平成22年度の全国安全週間は、

「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期 間

平成22年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成22年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者
各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

9 実施者の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- イ 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ウ 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
- エ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- オ 安全表彰を行う。
- カ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- キ 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ク 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ケ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- コ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

- ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備並びにその活動の活性化
 - (イ) リスクアセスメント等の実施

危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施

a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施

b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立

(ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進

(エ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化

(オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施

(キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

c 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備、見直し

(ク) 事業場における労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底

イ 業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進

(ア) 製造業における労働災害防止対策の推進

a リスクアセスメント等の実施

b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用

c 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施

d 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底

e 元方事業者としての総合的な安全管理の徹底

f 派遣労働者の派遣先事業場における労働災害防止のための措置義務の徹底

(イ) 建設業における労働災害防止対策の推進

a 元方事業者における統括安全衛生管理の徹底と関係請負人に対する適切な指導の実施

b 専門工事業における自律的な安全管理の確立

c リスクアセスメント等の実施

d 労働安全衛生マネジメントシステムの導入

e 足場先行工法及び手すり先行工法の活用並びに足場からの墜落防止措置等の充実等による墜落・転落防止対策の徹底

f クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底

g 土止め先行工法等による土砂崩壊災害防止対策の徹底

h 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底

(ウ) 第三次産業における労働災害防止対策の推進

a リスクアセスメント等の実施

b 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底

c 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底

(エ) 交通労働災害防止活動の推進

- a 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- b 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
- c 交通労働災害防止のための教育の実施
- d 交通労働災害防止に対する意識の高揚

(オ) 爆発・火災災害防止対策の推進

- a 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づくり
スクアセスマント等の実施
- b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
- c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者
と施工事業者との連携等の実施
- d 化学物質等安全データシート (MSDS) 等による化学物質等の危険有害性等
に関する情報の提供及び活用の促進

ウ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底

- (ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
- (イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底
- (ウ) 事業場における安全教育担当者の育成
- (エ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施
- (オ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
- (カ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足

エ 作業者の安全意識の高揚

- (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全
活動の充実・活性化
- (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
- (エ) 「安全の日」等の設定
- (オ) 安全についての標語等の募集・掲示
- (カ) 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
- (キ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施

オ 派遣労働者の安全対策の徹底

- (ア) 派遣労働者を含めた安全衛生管理体制の確立、機械の安全化など危険防止措
置の適切な実施等派遣先における安全対策の徹底
- (イ) 雇入れ時の安全衛生教育の適切な実施等派遣元における安全対策の徹底
- (ウ) 安全衛生教育に関する派遣先の協力や配慮、連絡調整等の派遣元事業者と派
遣先事業者との連携

カ 高年齢労働者に配慮した職場改善の推進

- (ア) 機械設備等作業環境の改善
- (イ) 作業方法、作業配置等の改善

キ 快適な職場環境の形成の推進

ク 労働時間等労働条件の適正化の推進

平成21年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上の死傷災害)により作成
※()内の数値は死者数(内数)を表す

業種別の労働災害発生状況(対前年比)

兵庫労働局

【業種別の労働災害発生状況】

業種	平成21年(1月～12月)		前年同期		前年比較	
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	4,568 (45)	100.0% (100.0%)	5,333 (49)	100.0% (100.0%)	-765 (-4)	-14.3% (-8.2%)
製造業	1,300 (8)	28.5% (17.8%)	1,590 (8)	29.8% (16.3%)	-290 ()	-18.2% ()
鉱業	10 (1)	0.2% (2.2%)	7	0.1% ()	3 (1)	42.9% (-)
建設業	590 (22)	12.9% (48.9%)	708 (12)	13.3% (24.5%)	-118 (10)	-16.7% (83.3%)
交通運輸業	76	1.7% ()	118 (2)	2.2% (4.1%)	-42 (-2)	-35.6% (-100.0%)
陸上貨物運送業	541 (2)	11.8% (4.4%)	676 (7)	12.7% (14.3%)	-135 (-5)	-20.0% (-71.4%)
港湾運送業	31 (2)	0.7% (4.4%)	40 (1)	0.8% (2.0%)	-9 (1)	-22.5% (100.0%)
農林業	104	2.3% ()	105 (2)	2.0% (4.1%)	-1 (-2)	-1.0% (-100.0%)
畜産・水産業	18 (1)	0.4% (2.2%)	16	0.3% ()	2 (1)	12.5% (-)
商業	592 (1)	13.0% (2.2%)	647 (9)	12.1% (18.4%)	-55 (-8)	-8.5% (-88.9%)
金融・廣告業	64	1.4% ()	48 (2)	0.9% (4.1%)	16 (-2)	33.3% (-100.0%)
映画・演劇業	1	0.0% ()	1	0.0% ()	()	(-)
通信業	112	2.5% ()	103	1.9% ()	9 ()	8.7% (-)
教育・研究業	41	0.9% ()	60	1.1% ()	-19 ()	-31.7% (-)
保健衛生業	313 (1)	6.9% (2.2%)	353	6.6% ()	-40 (1)	-11.3% (-)
接客娯楽業	338	7.4% ()	339	6.4% ()	-1 ()	-0.3% (-)
清掃・と畜業	221 (2)	4.8% (4.4%)	280 (2)	5.3% (4.1%)	-59 ()	-21.1% ()
官公署		()	8	0.2% ()	-8 ()	-100.0% (-)
その他の事業	216 (5)	4.7% (11.1%)	234 (4)	4.4% (8.2%)	-18 (1)	-7.7% (25.0%)

平成22年(1月～4月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上の死傷災害)により作成
※()内の数値は死者数(内数)を表す

業種別の労働災害発生状況(対前年比)

兵庫労働局

【業種別の労働災害発生状況】

業種	平成22年(1月～4月)		前年同期		前年比較	
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	1,006 (11)	100.0% (100.0%)	1,066 (16)	100.0% (100.0%)	-60 (-5)	-5.6% (-31.3%)
製造業	302 (4)	30.0% (36.4%)	334 (4)	31.3% (25.0%)	-32 ()	-9.6% ()
鉱業	3	0.3% ()	2	0.2% ()	1 ()	50.0% (-)
建設業	112 (5)	11.1% (45.5%)	147 (7)	13.8% (43.8%)	-35 (-2)	-23.8% (-28.6%)
交通運輸業	35	3.5% ()	15	1.4% ()	20 ()	133.3% (-)
陸上貨物運送業	120	11.9% ()	150 (1)	14.1% (6.3%)	-30 (-1)	-20.0% (-100.0%)
港湾運送業	5	0.5% ()	8	0.8% ()	-3 ()	-37.5% (-)
農林業	19 (1)	1.9% (9.1%)	23	2.2% ()	-4 (1)	-17.4% (-)
畜産・水産業	1	0.1% ()	1	0.1% ()	()	(-)
商業	127	12.6% ()	133 (1)	12.5% (6.3%)	-6 (-1)	-4.5% (-100.0%)
金融・廣告業	12	1.2% ()	15	1.4% ()	-3 ()	-20.0% (-)
映画・演劇業		()		()	()	- (-)
通信業	36	3.6% ()	13	1.2% ()	23 ()	176.9% (-)
教育・研究業	12	1.2% ()	10	0.9% ()	2 ()	20.0% (-)
保健衛生業	60	6.0% ()	60 (1)	5.6% (6.3%)	(-1)	(-100.0%)
接客娯楽業	55	5.5% ()	55	5.2% ()	()	(-)
清掃・と畜業	62 (1)	6.2% (9.1%)	52	4.9% ()	10 (1)	19.2% (-)
官公署	1	0.1% ()		()	1 ()	- (-)
その他の事業	44	4.4% ()	48 (2)	4.5% (12.5%)	-4 (-2)	-8.3% (-100.0%)

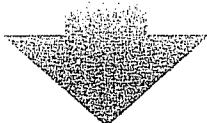
事例でわかる

職場のリスクアセスメント

リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」の実施、いわゆるリスクアセスメント等の実施が明記されていますが、平成18年4月1日以降、その実施が労働安全衛生法第28条の2により努力義務化されました。また、その具体的な進め方については、同条第2項に基づき、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されています。

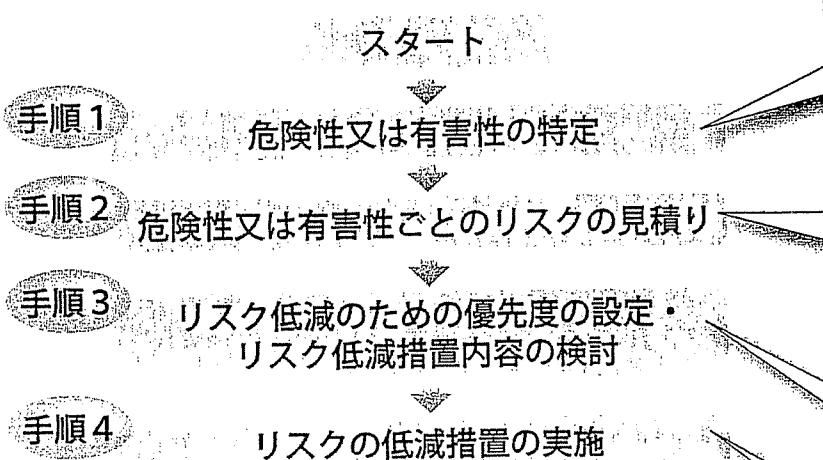
1 なぜリスクアセスメントが必要か

- ① 従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本でしたが、災害が発生していない職場であっても作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性がありました。
- ② 技術の進展等により、多種多様な機械設備や化学物質等が生産現場で用いられるようになり、その危険性や有害性が多様化してきました。



これからの安全衛生対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずることが不可欠であり、これに応えたのが職場のリスクアセスメントです。

2 リスクアセスメントの基本的な手順



●実施時期

- ・設備、原材料、作業方法などを新規に採用し、又は変更するなどリスクに変化が生じたとき実施
- ・機械設備等の経年劣化、労働者の入れ替わり等を踏まえ、定期的に実施
- ・既存の設備、作業については計画的に実施

手順1 機械・設備、原材料、作業行動や環境などについて危険性又は有害性を特定します。ここでの危険性又は有害性とは、労働者に負傷や疾病をもたらす物、状況のこととで、作業者が接近することにより危険な状態が発生することが想定されるものをいいます。危険性又は有害性は「ハザード」ともいわれます。

手順2 特定したすべての危険性又は有害性についてリスクの見積りを行います。リスクの見積りは、特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度と発生可能性の度合の両者の組み合わせで行います。

手順3 危険性又は有害性について、それぞれ見積られたリスクに基づいて優先度を設定します。

手順4 リスクの優先度の設定の結果にしたがい、リスクの除去や低減措置を実施します。

リスク低減措置は、基本的に次の優先順位で検討、合理的に選択した方法を実施します。

- ① 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更等
- ② インターロックの設置等の工学的対策
- ③ マニュアルの整備等の管理的対策
- ④ 個人用保護具の使用

3 リスクの見積り例

(1)マトリクスを用いた方法

「負傷又は疾病の重篤度」と「発生可能性の度合」をそれぞれ横軸と縦軸とした表（行列：マトリクス）に、あらかじめ重篤度と可能性の度合に応じたリスクの程度を割り付けておき、見積対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生可能性の度合に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積もる方法です。

		負傷又は疾病的重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病的発生可能性の度合	極めて高い	5	4	3	
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

		優先度
5~4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
3~2	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

(2)数値化による加算法

「負傷又は疾病的重篤度」と「発生可能性の度合」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算（かけ算、足し算等）してリスクを見積もる方法です。

負傷又は疾病的重篤度		
致命的	重大	中程度
30点	20点	7点

負傷又は疾病的発生可能性の度合			
極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

「リスク」 = 「重篤度」の数値 + 「発生可能性の度合」の数値

リスク	優先度
30点以上	高 直ちにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止／十分な経営資源を投入する必要
10~29点	中 速やかにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止が望ましい／優先的に経営資源投入
10点未満	低 必要に応じてリスク低減措置を実施

4 リスクの低減措置の優先順位

リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合には、それを必ず実施することを前提とした上で、図のような優先順位で可能な限り高い優先順位のものを実施します。

リスク低減措置の検討及び実施

法令に定められた事項の実施(該当事項がある場合)

ア 設計や計画の段階における措置

危険な作業の屏止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替
より安全な施工方法への変更等

イ 工学的対策

カード、インターロック、安全装置、局部排気装置等

ウ 管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練等

エ 個人用保護具の使用

☆上記ア～ウの措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかつたリスクに対して実施するものに限られます☆

高

リスク低減措置の優先順位

低

5 リスクアセスメント導入による効果

①職場のリスクが明確になります

職場の潜在的な危険性又は有害性が明らかになり、危険の芽(リスク)を事前に摘むことができます。

②リスクに対する認識を共有できます

リスクアセスメントは現場の作業者の参加を得て、管理監督者とともに進めるので、職場全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができるようになります。

③安全対策の合理的な優先順位が決定できます

リスクアセスメントの結果を踏まえ、事業者はすべてのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積り結果等によりその優先順位を決めることができます。

④残留リスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になります

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的な管理的措置を講じた上で、対応を作業者の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているので、守るべき決めごとが守られるようになります。

⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります

リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業者も職場に潜在化している危険性又は有害性を感じることができるようになります。